

佐賀県規則第33号

佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第7項から第9項まで、第3条第3項及び第5項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、知事の事務部局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出に係る時間)

第2条 条例第2条第3項に規定する任命権者が定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。次条第3項第1号において「勤務時間条例」という。）第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に相当する数に7時間45分を乗じて得た時間とする。

(手当に相当する報酬及び期末手当の額及びその支給対象)

第3条 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。次項第1号において「県職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下この項において「一般職の職員」という。）の例による場合にあっては、一般職の職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。ただし、期末手当の額については、一般職の職員のうち常勤の職員（第6条第1項及び第7条第2項において「常勤職員」という。）の例による。

2 条例第2条第7項ただし書に規定する任命権者が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員として任用された会計年度における次に掲げる職員として在職した期間

ア 県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の適用を受ける職員

イ 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）の適用を受ける職員

ウ 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第2条に規定する常勤の職員

エ 佐賀県秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和37年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員

オ 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）の適用を受ける職員

(2) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員として任用された会計年度の任期に引き続く当該会計年度の前の会計年度における第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は前号アからオまでに掲げる職員として引き続き在職した期間

3 条例第2条第7項ただし書に規定する任命権者が別に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 勤務時間条例第24条の3の規定によりその者について任命権者が定めた1月当たりの勤務時間数が67時間未満の者（任命権者が定めた1月当たりの勤務時間数が月によって異なる場合には、任期中の1月当たりの平均の勤務時間が67時間未満の者）

- (2) 国等において、その者の報酬等について統一的な基準が定められている者で、期末手当を支給しないこととされているもの
- (3) 条例第4条の規定により報酬額を別に定める者のうち、その者に定められた報酬額に期末手当に相当する額を含む者
- 4 条例第2条第8項ただし書に規定する場合の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 条例第2条第8項各号に定める期間において、月の初日から末日までの間在職している月以外の月がある場合 当該期間から当該月に係る勤務時間数若しくは勤務日数又は月数を除いて、同項各号に定める方法により得られる額
- (2) 基準日に条例第2条第3項又は第4項の規定により報酬額が定められた者に任用された場合 その者に定められた勤務1時間当たりの報酬額又は日額の報酬額に、別に定める勤務時間数又は勤務日数を乗じて得られる額
(通勤に係る費用弁償)
- 第4条** 条例第2条第9項に規定する通勤に係る費用弁償（以下「通勤に係る費用弁償」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 自転車その他の交通の用具で知事が定めるもの（以下「自転車等」という。）のうち原動機付交通用具を使用する第1号会計年度任用職員又は交通機関（鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう。以下この条において同じ。）を利用する第1号会計年度任用職員 別表第1に定める自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、1日当たりの通勤に係る費用弁償の額の欄に定める額に当該第1号会計年度任用職員の1月当たりの勤務日数を乗じて得た額。ただし、通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下この条において「定期券」という。）を購入している者については、当該額と当該定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とのいずれか低い額
- (2) 自転車等のうち原動機付以外の交通用具を使用する第1号会計年度任用職員 別表第2に定める自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、1日当たりの通勤に係る費用弁償の額の欄に定める額に当該第1号会計年度任用職員の1月当たりの勤務日数を乗じて得た額
- 2 条例第2条第9項に規定する通勤に係る費用弁償の支給対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 通勤のため自転車等を使用すること又は交通機関を利用してその運賃若しくは料金を負担することを常例とする第1号会計年度任用職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）
- (2) 月の初日（その日が佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日である場合を含む。）に任用されている第1号会計年度任用職員で、その日が属する月に1日以上勤務するもの
(号給の範囲)
- 第5条** 条例第3条第3項に規定する第2号会計年度任用職員の号給は、別表第3に定める職務の級の区分に応じ、それぞれ当該号給の範囲の欄に定める号給の範囲内で決定するものとする。
(手当の額及びその支給対象)
- 第6条** 条例第3条第5項の規定により同条第1項の手当を支給する場合にあっては、常勤職員の例による。
- 2 条例第3条第5項ただし書に規定する任命権者が別に定める期間は、第3条第2項各号に定める期間とする。

(報酬等の支給方法等)

第7条 条例第5条第1項ただし書に規定する場合は、条例第2条第5項の規定により報酬額を定められた第1号会計年度任用職員であつて、1日当たりの勤務時間数が日によって異なるものに対する報酬等を月の初日から支給しない場合又は月の末日まで支給しない場合（当該第1号会計年度任用職員が死亡した場合を除く。）とし、同項に規定する任命権者が定めた1月あたりの勤務時間数は、報酬等を月の初日から支給しない月又は月の末日まで支給しない月に現に勤務した時間数とする。

2 条例第5条第2項に規定する報酬の計算期間その他報酬等の支給方法については、常勤職員の例による。ただし、報酬等の支給定日については、一の報酬期間の分を次の報酬期間における報酬等の支給定日に支給する。

(休職者の報酬等)

第8条 条例第6条に規定する任命権者が別に定める者は、第3条第3項第2号に掲げる者とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

原動機付交通用具を使用する職員又は交通機関を利用する職員

自転車等の片道の使用距離		1日当たりの通勤に係る 費用弁償の額
4キロメートル未満		100円
4キロメートル以上	6キロメートル未満	180円
6キロメートル以上	8キロメートル未満	230円
8キロメートル以上	10キロメートル未満	290円
10キロメートル以上	12キロメートル未満	340円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	400円
14キロメートル以上	16キロメートル未満	460円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	510円
18キロメートル以上	20キロメートル未満	570円
20キロメートル以上	22キロメートル未満	630円
22キロメートル以上	24キロメートル未満	690円
24キロメートル以上	26キロメートル未満	740円

26キロメートル以上	28キロメートル未満	800円
28キロメートル以上	30キロメートル未満	860円
30キロメートル以上	32キロメートル未満	920円
32キロメートル以上	34キロメートル未満	980円
34キロメートル以上	36キロメートル未満	1,030円
36キロメートル以上	38キロメートル未満	1,090円
38キロメートル以上	40キロメートル未満	1,150円
40キロメートル以上	42キロメートル未満	1,200円
42キロメートル以上	44キロメートル未満	1,260円
44キロメートル以上	46キロメートル未満	1,320円
46キロメートル以上	48キロメートル未満	1,380円
48キロメートル以上	50キロメートル未満	1,430円
50キロメートル以上	52キロメートル未満	1,490円
52キロメートル以上	54キロメートル未満	1,550円
54キロメートル以上	56キロメートル未満	1,600円
56キロメートル以上	58キロメートル未満	1,670円
58キロメートル以上	60キロメートル未満	1,720円
60キロメートル以上		1,820円

別表第2（第4条関係）

原動機付以外の交通用具を使用する職員

自転車等の片道の使用距離		1日当たりの通勤に係る 費用弁償の額
5キロメートル未満		90円
5キロメートル以上	10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上	15キロメートル未満	330円
15キロメートル以上	20キロメートル未満	470円
20キロメートル以上	25キロメートル未満	610円
25キロメートル以上	30キロメートル未満	750円
30キロメートル以上	35キロメートル未満	860円

35キロメートル以上	40キロメートル未満	1,020円
40キロメートル以上		1,160円

別表第3 (第5条関係)

第2号会計年度任用職員の号給表

職務の級	号給の範囲
行政職給料表1級	1号給から37号給まで
行政職給料表2級	1号給から34号給まで
行政職給料表3級	1号給から54号給まで
医療職給料表1級	1号給から21号給まで
医療職給料表2級	1号給から36号給まで